

2022年2月28日

加盟団体 各位
会員 各位

公益社団法人日本ライフル射撃協会
総務委員会

ライフル銃の所持に関する適格証明取り扱いについて

2022年2月26日の理事会で承認されました首題について、4月1日からライフル銃の所持に関する適格証明書発行基準要綱の一部を変更します。

また、適格証明申請のネット化にともない、書面申請についての対応は以下のようになりますので、ご案内申し上げます。

ホームページにも掲載致しますが、貴団体の会員が該当される場合は、周知をお願いします。

要綱変更

2022年4月1日から 審判役員出役は算定されません

【ライフル銃の所持に関する適格証明】 2020年版競技規則集第1巻354ページ
証明書発行基準の③にある下記を削除する

「審判、役員として競技会に参加した場合は、年間で1回に限り参加実績として認める」

特別対応

2022年3月1日から

【ライフル銃の所持に関する適格証明】 書面による申請

適格証明もニチラネット申請を原則とします。できるだけニチラネットで手続きをお願いします。

やむを得ず紙で申請の場合は下記の対応とさせていただきます。

- ・ ホームページに掲載の申請書を使用
- ・ 申請者行きの宛名を書き、規程料金の切手を貼った返信用封筒を同封
- ・ 申請料は申請書類とは別に、現金書留で2,000円送金してください。
- ・ あて先：〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2

(公社)日本ライフル射撃協会 適格証明係 Tel 03(6721)0792